

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則一部改正（案）

○大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 肝炎治療（第三条～第八条）
- 第三章 肝がん・重度肝硬治療（第九条～第二十条）
- 第四章 雑則（第二十一条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、肝炎ウイルス感染者に対する医療費の一部を助成することにより、肝炎ウイルス感染者の負担を軽減するとともに、肝炎に関する適正な医療の普及を推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において「保険医療機関等」とは健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。

2 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

3 この規則において「肝がん・重度肝硬変入院医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変（非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。）の患者に対して行われる入院医療で保険適用となっているもののうち、知事が別に定めるものをいう。

4 この規則において「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院医療及び当該医療を受けるために必要となる検査、入院その他当該医療に係る入院医療で保険適用となっているもの（当該医療と無関係な医療を除く。）をいう。

5 この規則において「肝がん・重度肝硬変対象医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。以下同じ。）のうち、当該医療の行われた月以前の十二月以内に、第九条第一項に規定する指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月数が既に三月以上あり、かつ、高額療養費算定基準額が高額療養費多数回該当の場合にある月のものをいう。ただし、医療保険各法における高額療養費算定基準額に関する規定のうち、高額療養費多数回該当の場合に関する規定のない高額療養費算定基準額の規定が適用される者については、肝がん・重度肝硬変対象医療について、高額療養費算定基準額が高額療養費多数回該当の場合にある月のものであることを要しない。

第二章 肝炎治療

(医療費の助成)

第三条 知事は、B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎に罹患した者で、次に掲げる要件を満たすものに対し、B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療並びにC型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療（以下「インターフェロン治療等対象医療」という。）に係る医療費の一部を助成する。

- 一 県内に居住する者であること。
 - 二 保険医療機関等において医療保険各法の規定による医療に関する給付（インターフェロン治療等対象医療に係るものに限る。）を受けている者であること。
 - 三 医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。
 - 四 医療保険各法以外の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる者でないこと。
- 2 前項の規定により助成する額（以下この章において「助成額」という。）は、保険医療機関等から受けたインターフェロン治療等対象医療に要する費用の額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した額とする。
- 一 医療保険各法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額
 - 二 受給者（次条第三項に規定する受給者をいう。以下この条において同じ。）が一月につき負担すべき額のうち、次のイ又はロに掲げる場合に依り、当該イ又はロに掲げる額（負担すべき額が当該イ又はロに掲げる額に達しない場合は、当該負担すべき額）
 - イ 受給者の属する世帯の市町村民税（所得割）課税年額が二三五、〇〇〇円未満の場合
一〇、〇〇〇円
 - ロ 受給者の属する世帯の市町村民税（所得割）課税年額が二三五、〇〇〇円以上の場合
二〇、〇〇〇円
- 3 第一項の規定による助成は、受給者が保険医療機関等からインターフェロン治療等対象医療を受けた場合に、当該受給者に代わり当該保険医療機関等に対して助成額を支払うことにより行うものとする。
- 4 受給者は、第二項第二号に掲げる額を超えて支払った額があるときは、その超えた額の給付を知事に対し請求することができる。
- （平二二規則二六・平二四規則二・平二六規則六〇・一部改正）

(認定)

- 第四条 前条第一項の規定による助成を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、肝炎治療受給者証交付申請書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出し、その認定を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の認定をしたときは、申請者に対し、肝炎治療受給者証（以下「治療受給者証」という。）を交付するものとする。
 - 3 治療受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、保険医療機関等においてインターフェロン治療等対象医療を受けようとするときに、当該治療受給者証を提示しなければならない。
 - 4 治療受給者証の有効期間は原則として一年とし、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療の継続を必要と認める場合は、肝炎治療受給者証交付申請書に知事が別に定

める書類を添えて知事に提出し、その認定を受け、これを更新することができる。

(平二二規則二六・平二六規則二・平二九規則七・平二九規則六三・一部改正)

(変更の届出)

第五条 受給者は、氏名、住所、適用される医療保険各法又は保険医療機関等に変更があったときは、肝炎治療受給者証等変更届により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 受給者は、第三条第二項第二号のイ又はロに掲げる場合に変更があったときは、肝炎治療受給者証等変更届により、知事に届け出ることができる。

(平二二規則二六・一部改正)

(治療受給者証の再交付)

第六条 受給者は、治療受給者証を紛失し、又はき損したときは、肝炎治療受給者証再交付申請書を知事に提出し、治療受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者は、前項の規定により治療受給者証の再交付を受けた後、紛失した治療受給者証を発見したときは、直ちに、これを知事に返納しなければならない。

(平二二規則二六・一部改正)

(認定の取消し)

第七条 知事は、受給者が第三条第一項各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるときは、その認定を取り消すものとする。

(治療受給者証の返納)

第八条 受給者は、第三条第一項各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、直ちに、治療受給者証を知事に返納しなければならない。

第三章 肝がん・重度肝硬変治療

(指定医療機関の指定)

第九条 知事は、肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができ、かつ、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力することができる保険医療機関を指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)として指定するものとする。ただし、他の都道府県に所在する医療機関であって、当該他の都道府県知事の指定を受けている指定医療機関にあっては、本県の指定した指定医療機関とみなす。

2 指定医療機関の指定を受けようとする保険医療機関は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書(以下「指定申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により指定をしたときは、当該医療機関に対しその旨を通知するものとする。

4 指定医療機関は、指定申請書の内容に変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(医療費の助成)

第十条 知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変に

罹患し、肝がん・重度肝硬変対象医療を必要とする者であつて、次に掲げる要件をすべて満たすものに対し、肝がん・重度肝硬変対象医療に係る医療費の一部を助成する。

- 一 県内に居住する者であること。
- 二 指定医療機関において医療保険各法の規定による医療に関する給付（肝がん・重度肝硬変対象医療に係るものに限る。）を受けている者であること。
- 三 医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。
- 四 次に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ次に定める者であること。
 - ア 七十歳未満 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者（後期高齢者医療制度に加入している者を除く。）
 - イ 七十歳以上七十五歳未満 医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が二割とされている者（後期高齢者医療制度に加入している者を除く。）
 - ウ 七十五歳以上 後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が一割とされている者（六十五歳以上七十五歳未満の者であつて後期高齢者医療制度に加入しているもののうち、後期高齢者医療保険者証の一部負担金の割合が一割とされているものを含む。）
- 五 肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究に協力することに同意し、臨床調査個人票及び同意書を提出した者

2 前項の規定により助成する額（以下この章において「助成額」という。）は、指定医療機関から受けた肝がん・重度肝硬変対象医療に要する費用の額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した額とする。ただし、他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるべき場合は、その給付の限度において支給しないものとする。

- 一 医療保険各法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額
- 二 一月につき一万円

3 第一項の規定による助成は、参加者（第十二条第四項に規定する参加者をいう。以下この条において同じ。）が指定医療機関から肝がん・重度肝硬変対象医療を受けた場合に、当該参加者に代わり当該指定医療機関に対して助成額を支払うことにより行うものとする。

4 参加者は、第二項に掲げる額を超えて支払った額があるときは、その超えた額の給付を知事に対し請求することができる。

（認定）

第十一条 前条第一項の規定による助成を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書（以下「参加者証交付申請書」という。）に知事が別に定める書類を添えて知事に提出し、その認定を受けなければならない。

（参加者証の交付）

第十二条 知事は、前条の認定をしたときは、速やかに申請者に対し、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（以下「参加者証」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、前条の認定をしないことを決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。
- 3 参加者証の有効期間は原則として一年とする。ただし、医師が治療の継続を必要と認める場合は、参加者証交付申請書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出し、その認定を受け、これを更新することができる。
- 4 参加者証の交付を受けた者（以下「参加者」という。）は、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変対象医療を受けようとする場合は、当該参加者証を提示しなければならない。

（変更の届出）

第十三条 参加者は、参加者証の記載内容に変更があったとき（第二十条に規定する場合を除く。）は、変更があった箇所を参加者証交付申請書に記載し、知事が別に定める書類を添えて速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（参加者証の再交付）

第十四条 参加者は、参加者証を紛失し、又はき損したときは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証再交付申請書を知事に提出し、参加者証の再交付を受けることができる。

- 2 参加者は、前項の規定により参加者証の再交付を受けた後、紛失した参加者証を発見したときは、直ちに、これを知事に返納しなければならない。

（認定の取消し）

第十五条 知事は、参加者から認定の取消しの申請があったとき、参加者が第十条第一項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、又は参加者として不相当と認めるものであるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- 2 参加者は、参加者証の有効期間内（有効期間が満了する場合を除く。）に、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に協力することの同意を撤回したい等認定の取り消しを求める場合は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書（以下「参加終了申請書」という。）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により認定を取り消すこととした場合は、速やかに肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了通知書を参加者に交付するものとする。
- 4 第一項の規定により認定を取り消すこととした当該参加者の認定の有効期間は、参加終了申請書の提出を受けて認定を取り消す場合は、その申請時期にかかわらず、参加終了申請書の提出を受けた日の属する月の末日までとし、参加終了申請書の提出によらずに知事が認定を取り消す場合は、認定を取り消すこととした日の属する月の末日までとする。
- 5 参加者は、参加終了申請書の提出によらずに認定を取り消されたときは、直ちに、参加者証を知事に返納しなければならない。

（入院記録票）

第十六条 知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された患者（以下「肝がん・重度肝硬変患者」という。）に対し、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票（以下「入院記録票」という。）を交付するもの

とする。なお、入院記録票は、指定医療機関を経由して交付することができる。

- 2 入院記録票の交付を受けた肝がん・重度肝硬変患者は、指定医療機関に入院する際に当該入院記録票を提示するものとする。
- 3 入院記録票を提示された指定医療機関は、知事が別に定める病名を有して当該指定医療機関に入院した肝がん・重度肝硬変患者に対し、肝がん・重度肝硬変入院医療を実施した場合は、入院のあった月ごとに入院記録票に所定の事項を記載するものとする。

(指定医療機関の取消し)

第十七条 知事は、指定医療機関から次項の規定により指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すものとする。

- 2 指定医療機関は、第九条第一項の規定による指定を辞退するときは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関辞退届出書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定により指定医療機関の取り消しを行った場合は、当該医療機関にその旨を通知するものとする。

(措置)

第十八条 知事は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を適正に実施していない指定医療機関に対し、本事業の適正な推進に必要な措置を講じるものとする。

(償還払い)

第十九条 第十条第四項の規定による請求を行おうとする者は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療費償還払い請求書に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(県外からの転入)

- 第二十条 県外で参加者証の交付を受けた者が、県内に転入し、引き続き当該参加者証の交付を受けようとする場合は、転入日の属する月の翌月の末日までに、変更箇所を記載した参加者証交付申請書に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。
- 2 前項の場合において交付する参加者証の有効期間は、その者が転入前に交付されていた参加者証の有効期間の終期までとする。

第四章 雑則

(委任)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第二号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第二号様式（その一）から第二号様式（その四）までの規定は、平成二十五年十一月十九日以後に受けた対象医療に係る助成の認定の申請について適用する。
（改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置）
- 2 改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成二六年規則第六十号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第三条第一項及び第一号様式から第三号様式の二までの規定は、平成二十六年九月二日以後に受けた対象医療に係る助成の認定の申請について適用する。
（改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置）
- 2 改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成二七年規則第三号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第二号様式（その三）及び第二号様式（その四）の規定は、平成二十六年十二月十五日以後に受けた対象医療に係る助成の認定の申請について適用する。
（改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置）
- 2 改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成二七年規則第五七号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（以下「新規則」という。）第二号様式（その六）の規定は平成二十七年五月二十日以後に受けた対象医療に係る助成の認定の申請について、新規則第二号様式（その一）から第二号様式（その四）までの規定は同年六月九日以後に受けた対象医療に係る助成の認定の申請について適用する。
（改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置）
- 3 改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成二八年規則第一号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第二号様式（その七）及び第二号様式（その八）までの規定は、平成二十七年十二月一日以後に受けた対象医療に係る助成について適用する。

（改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

- 2 改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成二八年規則第九五号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、同項の規定による改正後の同規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

（改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

- 4 附則第二項の規定による改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第一号様式、第三号様式の二及び第四号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成二九年規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の同規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成二九年規則第六三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の同規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成三十年規則第●●●号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 1 第九条第一項の規定により、平成三十二年三月三十一日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、当該指定のあった日の一年前から指定医療機関の指定を受けていたものとみなして適用する。ただし、遡及できる範囲は、平成三十年四月一日までとする。
- 2 第十条第一項の規定は、平成三十年十二月一日以後の肝がん・重度肝硬変対象医療に係る医療費から適用する。
- 3 第十条第一項第四号の規定については、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に到達している一割負担の者は、医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が二割とされている者と読み替えて適用する。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の同規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 5 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。